

に、私はできてゐるんだと考えています。

それから、言論の自由は、先進諸国においてこそありますが、このことについても、言論の自由はもちろんです。日本もそのとおりであります。言論の自由であります。私もよく外国のことは知ります。けれども、共産圏にあきましても、ある程度はやはり言論の自由がないのではないかと私は考えております。それから日本も独立国である以上、秘密を保護する法律を持つべきである。このへんが遠藤さんと違ひがあると思つて、すけれども、これについても私は、日本と言つてもどこにもありますけれども、やはり世界各国にさういふふうにあるということでは、ここにもあります。アメリカ、イギリス、その他遠藤さんが言う百七十五カ国の中にもさういふふうな法律がある以上は、日本にもつくるべきださういふふうには私は考えまして、この意見書を提出したわけです。平和な市民生活ができるようにということを書いておりますが、これはもちろ

んさうだと思ひます。

それから、総体的にさういふことを言つてしまつたが、この内容についてさういふことは、私はこの補足説明において私が申し上げたとおりであります。やはり言論は自由であります。個人には個人の秘密があると私は思つております。やはりこれらについての定義とさういふことでありますけれども、これはやはり各家庭においても門扉をつくり、塀をつくり、さういふことについて、他人からのやられることについては、それなりの守りを要する。鍵をかける、さういふことによつて、このことを私は考えております。

ですから、このスパイ防止法についても、さういふような形で、われわれは日本国民である以上、やはり日本に対して企業その他、あるいは農業等においても、自人の考えであることを、他人に知らせない。これは物の利権にも関係しています。もちろんです。さうなれば、やはり経済的にも生活も

脅かされることになります。

以上答弁になります。答弁といたします。

○十番（遠藤洋一君）　これが二回目です。いくつか抜けてると、それから個人の判断で質問をつくられていると思います。そので、困りましたけれども、……。（静かに聞かれないと）呼ぶ者あり）

○十番（遠藤洋一君）　お聞こえにならなければ、大きい声で申し上げましょう。

こちらの方の質問にお答えいただいているところと、あるいは御自分の方で御質問を想定なさいます。私の方に聞いていて二点がありますので、大変に困っております。どうやら私が十項目と申し上げます。その十項目につきましては、認識をどのように持つておられるか、その点、いささか疑問を持ちはります。十項目と言っているけれども、十項目答えてくれないんです。答えてないというのか。

違ふところも言っているんですね。

それから非常に重要なことですからけれども、スパイ防止法そのものの内容に關しては、どのようなものを想定なさって、スパイ防止法制定促進しているのかという、もっとも重大な質問であることについては、見事にネグレクトされている。どのようなものをもってスパイ防止法と言っているのか。それを制定したいと塩野議員は思っているのか。そのスパイ防止法の内容です。中身です。それはあるではう。

次に一番、また繰り返しますけれども、一番についての質問はこういう質問です。自衛力を持つことは当然であり、ますと言った、当然の内容は憲法には抵触をしないのか。それについては、自衛隊は違憲ではないというふうにおっしゃっていますから、それはそれで一番目の質問はおしまひ。

二番目については、このように自衛力を形づくっている要素は兵員や兵器だけではありません。ということであれば、一体ほかに構成をしている要素というものは、一体いかなるものを塩野議員は想定なさっているかということをお伺いいたします。

第三番目、防衛秘密というところで、これも答えがありません。下したけれども、よろしいですか。(一つちょっと待つて呼ぶ者あり) はい、よろしいですか。二回目なんですよ、これ。一回目ならそういうこともいいんですけれども、二回目なんで続けたいと思います。

三番目、防衛秘密がつつ抜けになっている。その防衛秘密は具体的にどのようなものと言っているか。その次、四番目の質問です。四番目の質問の国家秘密の内容の規定をお願いしたんですけれども、

国家秘密の内容の規定に関しては、このようなお答えです。つまり個人のそれぞれの秘密と言いますが、個人の生活というものと、それから国家、あるいは企業というものを同一視なさる。あるいは同じ線の上に立てて、塩野議員は論をお張りになりましたけれども、厳密に分けて、国家秘密というものは、いかなる内容のものを含むのか、ということをお伺いいたします。あ、うちの戸締りをするから、国も戸締りをしななければいけない、というような安易な想定は、国家秘密ではありません。

国家秘密というのは、具体的に守るべき国家秘密、このものは、どんなものであるか。それは、すなわち現在の日本国家における守るべき国家秘密は何か、ということ、具体的には、そのことを守るためにスパイ防止法を設けようとするならば、その国家秘密の内容と

いうのは一体どのようなものか、これについては一切お答えが
りません。隣人へのやかれないうにするというようなこと
としかおっしゃっていませんで、それでは国家機密というよ
うなことは抵触いたしません。

次は五番目のスパイという名称についての質問。これは普
通名詞スパイであるか、あるいは国有名詞スパイ、そ
ういうことがあまるかもしれませんが、私は単純に普
通名詞としてのスパイを考えているつもりです。お答えとし
ては、明治時代からあるけれども、これは外国語である。
日本語で言うならば、間諜、まわし者であるというよう
な表現であると言いましたけれども、それではスパイの定
義にはなりません。一体いかなるものを間諜というのか、
まわし者というのか、はっきりしなければ、スパイというの
は間諜であるというような論理は成り立たないわけ
です。そういうことから言えば、スパイというのは一体ど

のようなもので、どのようなものをわれわれ国民はイメージ
しているようなものから守らなければならぬということ
を考へなければいけませんけれども、その答えは全然出て
ないで、それを答えてほしい。

さて、六番目です。言論自由な先進諸国と塩野議
員はおっしゃっています。諸外国のことはわからなければ
も、アメリカ、イギリス、フランス等は言論自由な国である。
私はそのときの言論自由の内容を伺ったのでありまして、
主観的にアメリカやイギリスには言論の自由はあるとだ
け言っていることを聞いています。先進諸国と言うからに
次に先進諸国の内容です。先進諸国に同時に先進諸国
は、それに対する言葉があるはず。同時に先進諸国
の規定というものもなければなりません。アメリカ、イギ
リス、フランス、スイスだけを先進国というのか、あるいはほ
かにも先進諸国があるのか。その内容の定義をお願い

る問題であるかと言えども、答へを伺った。

の二り八点につきましては、一切お答えを伺っておりますので、ぜひこれをもって、第二回目の質問をいたしたいと思ひます。(「三回目だ」「二回目だ」と呼ぶ者あり)

○二十四番(塩野鉄之助君) 遠藤議員の十項目について、ということですが、私は先ほど言いましたように、この十項目については一括してお答えいたしますと言っておりますので、内容を一々ということは私は考えておりません。それについては、一括ということはすべてに通ずることだということを考え、私はお答えしたつもりです。

防衛法の内容について、これはお答えしたと思ひます。

それから産業秘密ということですが、これはやはり産業秘密ということとは……。(「産業秘密なん?

聞いたらいいよ」と呼ぶ者あり)……産業秘密と聞いた下

しよう。(「国家機密です。この中に産業秘密なんかないでしょう。しと呼ぶ者あり)国家機密というのは四番

目に聞きましたね。国家機密の内容についてということですね。

国家機密というのは、国会で決めることや、あるいは国会議員が決めることや、これには幅が広いものがあるわけですね。国会で決めるようなことは国家機密でございます。またいろいろの事業においても、会議にかけられるものは、私は国家の機密だというふうに考えます。これはその範囲は非常に広い物と考えます。

それから先進諸国の定義ということを言われました。私は、日本よりすべてというのではありません。たとえば、ものでも、日本よりすぐれているようなことを先進という言葉で言うと思ひつたのです。たとえば議会等でも行

政視察に行ったときも先進市とか先進何とかと、それはあな
たが私に対して、先進諸国ということに対しての定
義ということでは質問をされたと思います。先進というこ
とは深い意味があるわけではありません。またあると
も言えます。日本なら日本が、たとえば外国に視察に
行った場合に、この国は先進だというような言葉が儀
礼的にあるはまた本当に先進であるということによって、
先進という言葉が出るんじゃないかというふうに思っ
ております。

それから永久に保障されるためということとは、永久に
というのは、永遠にということでごまかすわけでも、われ
われの人生は長くても百年くらいしか生きません。しかし
結局永久にということとはやはりその時点において、私
は言っただけでございます。
そのくらいかな。……。(一)防衛秘密という定義があ

るでしょうと呼ぶ者あり(一)防衛秘密という定義は……

(一)防衛秘密です。国家機密と防衛秘密のうちの防
衛秘密と呼ぶ者あり(一)これは遠藤さんも御承知のと
おり一昨年ですが、退役されました宮永さんという自
衛隊の方ですが、こういう方が現職の自衛官を使い
あるいは自分でいろいろ行った宮永事件ということが
ありましたので、私はそういうことについて防衛というこ
とについての機密が漏洩したと感じ、そういうふうに申
し上げなければなりません。

以上答弁にならないかもしれませんが……。 (一)スパイ防止
法の内容を聞いていらっしゃる下すよ。スパイ防止法の内
容も、議長勧告してください。スパイ防止法の内容
という質問をしていらっしゃる下すけれどもいと呼ぶ者あ

リ……遠藤議員の三回目ノスパイ防止法について……
「……ちかう。三回目じゃない。答えていないんだから」
と呼ぶ者あり……

よろしんですか。スパイ防止法ですわ。防止法で
スパイ防止法ということは国会で決めていただくことで

あって、われわれ一市民が、そういう言葉を絶えず聞いて
おりますので、私はスパイ防止法というのは国会で決ま
てほしいということをこの意見書にも出したわけで、そのこ
とについては、それだけでござります。

○議長(末次恒男君) 遠藤洋一君、三回目ですから。
○十番(遠藤洋一君) いまへんなことをおっしゃいましたね。

スパイ防止法については、つまりスパイ防止法というよう
ものを決めてほしいと思っっている。中身に関しては、私は知

らないということになる。そういうことを、ちゃんと確認した
いんですけれども、つまりスパイ防止法制定促進ということ
を自分は言っているけれども、中身については、国会に任せ
あるので、中身は知らない。知らないけれども、とにかく
つくってくださいというふうにお願いしておるんです。私
はそういうふうなことはないと思えますけれども、自分は
知らない、とにかくつくってくださいというスパイ防止法とい
ふうに理解したわけです。

それでは後の方にもいろいろ長々と書いてあることに
関して、スパイ防止法の内容はとにかくわからなければい
けません。こういうような形で勅興をするんだという中身がど
こにあるかというところ、ないんですわ、全然。まあかつそのよ
うなもので、スパイ防止法はわからないけれども、とにかく
スパイという間諜だか何だかというものを防止するよう
なものをとにかく作ってくださいというようなこと。

それでは質問をさらに続けます。
それでは納得できないんですよね。
まず三番目の質問の前に、二番目の質問をお答え
えになつていってやらない。

自衛力を形づつてゐる要素というものは兵器や兵員
だけではない。行政学的な思想から言へば、自衛力
を形づくる、もう少し言つてしまへば、防衛白書等を見
ると、このように書いてあるんですね。もちろん兵器や兵
員であるとか、あるいは進歩した武装等も書いてある
わけですね。塩野議員は、どのような形で自衛力を形づく
る要素を考へてゐるのか。だけではないと言ふならば、ほかの
要素が必要だから、防衛秘密山というものがつづ抜けになつ
ては困ると言ふんだから、もう一回聞きますけれども、兵器
や兵員だけではないならば、一体何が自衛力を形づくつ
てゐる要素としてほかに必要なのか。だけではないと言つてい

ふんだからあるわけですね。だからなければ兵器や兵員だけ
です。このようになります。そうじゃなくてただではありませ
ん。じゃなければ何があるんだということですね。
そしてさらに質問からすれば何があるんだということが
含まれた上で兵器の製造や兵員の配置などいわけ
る防衛秘密についてさらに伺つたわけですね。防衛秘密は
何じゃいな。

いわゆる一般的な概念としての防衛秘密は、兵器の性
能や兵員の配置などのことがあるわけですから、防衛秘
密は何だと聞いたなら、その宮永とかいうどうかのスパイ
か何か知らないけれども、そういう人が何やらかんやうをば
らまいた。そういう話で、宮永事件から発生したことだと
言いました。それではそういうふうにならない。
防衛秘密の内容をここで塩野さんで考へて、中身
はとにかくわからないけれども、スパイ防止法というのをつく

つていたきたいというふうに国や政府に対してやってある、
そのときの防衛秘密というものの中身は具体的にどの
ようなことを想定なさっているんですか。それにお答えにな
っていらしゃらないんです。

国家秘密ということについては非常におもしろいことを
おっしゃいました。国会で決めたことも国家秘密ですとい
うのは大体全部が国家秘密です。じゃ特に守ることは
ないじゃないですか。国会で決まったことに対して、官報
でさらんといき渡すように報告をしよう。官報にはこう
いうことも出てますね。自衛隊が演習をした。どこどこ
で幾ら使った。参加人員一名である。これはよく見たら
要するに乍候の訓練です。自衛隊の一つ一つの訓練
に至るまで官報はさらんと詳細を国民に対して報告す
るわけです。そうすればそんなもの秘密でも何でもなし。国会
で決めたことというようには範囲まで広げれば、一体この国家

秘密というものはなかに等しいのではないか。国会で決めた
ことは必ず国民に対して示されるわけです。官報に掲載
することは、すべての国民にあまねく提示されているわけです。
ですからもう一回聞きます。国家秘密の内容を機
密とするならば、何が機密であるかということをもう
一回伺いたい。

いまおっしゃったことから言えば、それは国家秘密ではなく
て国家発表です。国家の発表するすべてのことに関して
国会で決めたことが人民に示されるのであれば、そんなものは
すべての国民に官報を読むな、新聞を読むなと言ってい
るのと同じです。また再びたとえば軍需工場のそばを電車が
走るときに窓を締めろという世の中を想定なさっているかどう
かは別にしまして、この広すぎた国家秘密、つまり考え
て言ってみれば、国家報告のようなものに対して、もう一
度国家秘密とは何かということとをぜひお答えいただきたい